地震・津波対策専門部会の設置について

1 部会設置の目的

亘理町防災会議条例に基づき、防災会議委員、専門委員(学識経験者、関係機関の職員等)で構成する「地震・津波対策部会」を設置し、亘理町地域防災計画(震災対策編)の見直しに係る専門的事項の指導・助言を受ける。

2 部会委員の区分

- (1) 専門委員
 - ①国の機関

東北農政局、東北地方整備局、海上保安庁、陸上自衛隊

②県の機関)

仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所、仙台土木事務所、宮城県警察本部

③関係機関

東日本旅客鉄道㈱、東北電力㈱、東日本電信電話㈱、東日本高速道路㈱

④学識経験者

東北大学災害科学国際研究所(地域地震災害・津波工学・災害情報)

(2) 防災会議委員

亘理町防災会議地震·津波対策専門部会設置要綱

(設置)

第1 亘理町地域防災計画(以下「計画」という。)の見直しに係る項目・内容等に関する専門的な事項の指導や助言を受けるため、亘理町防災会議地震・津波対策専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 部会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 計画の修正に関すること。
 - (2) その他計画修正のために必要な事項に関すること。

(組織等)

- 第3 部会は、亘理町防災会議委員及び専門委員をもって組織する。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が その職務を代理する。

(会議)

- 第4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会の会議は、必要に応じて部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。